本巣市障害者活躍推進計画

令和2年度策定

100 00 6	L I W I
機関名	本巣市
任命権者	本巣市長の藤原の勉
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
本巣市におけ	令和元年6月1日時点の障害者任免状況通報において、必要採用者
	数は0人ではあるものの、法定雇用率が未達成となった。
る障害者雇用	今後は法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である
に関する課題	職員の活躍のためには更なる体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
に関する目	
標	
② 定着	不本意な離職者を極力生じさせない
に関する目	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
標	
取組内容	
10012132	〇障害者雇用推進者として秘書広報課長を選任する。
	〇障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である
 1. 障害者の	職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
活躍を推進す	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に
る体制整備	選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさな
(O) PHI III III	とはずることでは、当該とはしようとする自然質化な什を凋たとな い場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員
	資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の	□ 負担配定時日と文明できる。 □ ○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談
活躍の基本と	いあった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の
なる職務の選	選定及び創出について検討する。
定・創出	選定及び創山について検討する。
	│ │ 〇相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の
	際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握する
	こととし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を まじょ
2 陪宝老の	講じる。 ○かか、世界を講じてに来た。ては、陰害者からの西切を吹まるのの。
3. 障害者の	〇なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ
活躍を推進す	も、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○草焦・採用に火丸・では、以下の取扱いただねない。
るための環境	〇募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
整備・人事管	・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
理	・自力で通勤できることといった条件を設定する。
	・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
	· 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けら
	れること」といった条件を設定する。
	・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	〇国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関す
4. その他	る法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活
	躍の場の拡大を推進する。